

# 広島市水道局請負工事中間検査実施要領

(平成26年10月1日制定・令和4年4月1日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市水道局検査事務規程（昭和44年水道局規程第12号。以下「検査事務規程」という。）第2条第1項（3）に基づき、中間検査に必要な事項を定めるものとする。

(中間検査の実施)

第2条 中間検査は次の各号に掲げる場合に実施するものとする。

(1) 特記仕様書に指定する工事

当初設計金額（工事設計書に記載されている工事請負費（工）をいう。）が5,000万円以上かつ当初工期が6か月以上の工事

ただし、次の工事は対象から除く

ア 管布設工事（工事の施工を担当する課・所・場長又はこれに相当する職位にある者（以下、工事担当課長という。）及び工事の検査を担当する課・所・場長又はこれに相当する職位にある者（以下、検査担当課長という。）が必要と認める場合を除く。）

イ 維持、補修等の単純工事、災害復旧工事（橋りょう工事を除く）及び完成時に出来形、品質等の確認ができる工事（不可視部分がほとんどない工事）

ウ 工期のかなりの期間を工場製作が占め、現場での施工期間が短い（3か月未満）工事

エ 広島市水道局請負工事成績評定要領実施細目第2に該当する評定の対象外の工事

(2) 完成検査時に出来形又は品質等の確認ができない工事にあつて、工事担当課長及び検査担当課長が必要と認める場合

(中間検査の実施時期等)

第3条 中間検査は、完成、既済部分及び完済部分の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。主要工種についての検査時期は別表を参考とする。

2 実施回数は、当初契約金額が2億円未満の工事は1回程度、当初契約金額が2億円以上の工事は2回程度行うものとし、その工事の重要度に応じて実施回数を増減できるものとする。なお、中間検査と既済部分検査はこれを兼ねることができる。

(中間検査と完成、既済部分及び完済部分検査との関係)

第4条 中間検査で確認した出来形部分については、完成、既済部分及び完済部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りでない。

(中間検査と給付の確認検査との関係)

第5条 中間検査は検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認は行うが給付の対象としない。

(改善)

第6条 契約図書の定めにより受注者に改善指示をおこなう場合は、次により処理するものとする。

(1) 検査員は検査の結果、工事の施工が設計書、図面及び仕様書等に適合しないと認められるも

のがあるときは、直ちに、改善事項指示書兼報告書（検査様式－２１）に相当の期間を明示して、当該期間内に、不適合部分を改善させるよう監督員に指示するとともに、その旨を工事担当課長に報告するものとする。

- （２） 工事担当課長は、受注者に対し、中間検査不適合通知書（検査様式－２０－１）を交付し、改善の指示を行うものとする。
- （３） 受注者から改善完了届（検査様式－２２）を受理した場合は、この要領の条項に準じ、再検査を実施するものとする。
- （４） 検査員は、再検査を終了し適合と認めた場合は、次条に規定する検査調書を作成するものとする。

（検査調書）

第 7 条 検査事務規程第 15 条に規定する検査調書については、次により処理するものとする。

- （１） 検査員は、当該検査部分が設計図書に適合したものであることを確認した場合は、中間検査終了後速やかに工事検査調書（検査様式－８－４）を作成し、工事担当課長に提出するものとする。

（中間検査結果の通知）

第 8 条 工事担当課長は、当該検査部分の適合が確認された場合は、中間検査結果通知書（検査様式－２０）を受注者に交付するものとする。

（委任）

第 9 条 様式については、技術管理課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

「別表」 中間検査の対象物と時期

工事種別等		対 象 物	時 期
土 木 工 事	構造物工事	完了した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	基礎工がある場合は、基礎工が完了した時点、基礎工がない場合は、工事進捗が50%程度に達した時点
	シールド・推進工事	完了した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	シールド工事においては、一次覆工が完了した時点、推進がある場合は、推進工が完了した時点
	その他工事	完了した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	工事進捗が 50%程度に達した時点
建 築 ・ 設 備 工 事	建築工事	完了した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	躯体工事完了時又は造作工事施工途中段階
	設備工事	完了した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	配管完了、入線完了又は防露工事完了の段階

※中間検査が1回の場合を想定したものであり、数回の中間検査を実施する場合は、別途検査対象時期等を考慮する。